

社会福祉法人天恵園 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人天恵園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができるものとする。

- (1) 常勤理事 報酬等(退職慰労金を含む)
- (2) 非常勤の役員 報酬等(退職慰労金を含む)
- (3) 評議員 報酬等

2 常勤理事について、この法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものについては報酬等と合わせて支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬等は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬等総額は、年間1000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬等総額は、年間50万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の日額報酬等、月額報酬等、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬等は、別表3に定める額とする。

7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張費として別表4に定める額を支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の出張費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬等)

(1) 報酬等

	日 額
評議員会への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(2) 費用弁償

	日 額
評議員会等への出席	2,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000 円

別表 2 (常勤理事の報酬等)

(1) 日額報酬等

役職名	日 額
理事長	10,000 円

(2) 月額報酬等

役職名	月 額
常勤理事	5,000 円

(3) 賞与

役職名	支給月	支給額
理事長	12 月の賞与	50,000 円×在任年数

※ 上記在任年数は 12 月 1 日を基準日と定め、1 か年単位とし、端数は切り捨てる。

(4) 退職慰労金

役職名	支給額
理事長	300,000 円×在任年数
常勤理事	10,000 円×在任年数

※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとし、1 か月未満は切り上げる。

別表 3 (非常勤役員の報酬等)

(1) 理事

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(2) 監事

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	6,000 円
監事監査等への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(3) 費用弁償

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	2,000 円
監事監査等への出席	2,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000 円

(4) 退職慰労金

役職名	支給額
非常勤理事	30,000 円×在任年数
監事	30,000 円×在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表4 (出張費)

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	実 費	5,000 円	実 費